

## 専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて (ご議論いただきたいポイント)

専門実践教育訓練給付制度は、平成 26 年 10 月より開始されたが、制度創設時の審議において、施行から 3 年を目途として、教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析し、再度、指定基準の妥当性の検証を行うこととされていた。今般、本制度の運用実績に関するデータなどの蓄積が進み、検証に向け一定の分析が可能となってきたことから、これまでの分科会において委員からいただいた指摘や、制度を運用する中で生じてきた検討課題等も踏まえ、ご議論いただきたいポイントを以下のとおり整理した。

### (1) 分科会委員等からの指摘事項

課程類型や目標資格別の教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析した上での、指定基準の妥当性の検証

○以下のような項目について雇用保険データを中心に分析

- ・ 課程類型別受講者数
- ・ 受講者の属性（年齢構成、性別比、受講開始時の就業状況）
- ・ 修了後の就職率、非正規雇用から正社員への転換等のキャリアアップ状況
- ・ 就職後の定着率

### (2) 政策・制度的観点からの新たな検討課題

- ① 専門職大学・専門職短期大学制度の創設を踏まえた教育訓練給付制度における取り扱いの検討
- ② 上記検討に併せた、専門実践教育訓練に係る訓練期間の上限の考え方の検討

### (3) 制度運用上の検討課題に関する事項

- ① 実務経験等の一定要件を満たす者が受講する、業務独占・名称独占資格の養成課程の、専門実践教育訓練への指定可能性
- ② 専門実践教育訓練としての講座基準を満たさない課程類型適合講座を一般教育訓練として指定可能とする経過措置の取扱い
- ③ 就職・在職率の計上の方法（長期履修生、修了後に進学する者の多い講座などの評価の仕方）

(4) 教育訓練給付制度におけるその他の検討課題の取扱い

① 今後、文部科学省において認定制度の創設が予定される

- i) より短時間の職業実践力育成プログラム
  - ii) 専門学校による社会人向け短期プログラム
- の教育訓練給付制度全体の中での位置づけ

② 一般教育訓練も含めた講座指定要件に関する給付水準も踏まえた類型  
バリエーション